

事業再生計画の概要

第1 対象事業者の概要

1 会社の概要

(1) 三井鉱山株式会社（以下「三井鉱山」という。）

会社の沿革

明治44年 設立

昭和48年 三井石炭鉱業株式会社に石炭採掘部門を営業譲渡

資本金・株式

イ) 資本金 116億4,165万円（平成15年6月30日現在）

ロ) 発行済株式総数：152,166,497株

上場：東証一部

八) 主要株主（持株比率）

三井生命保険相互会社 7.3%

株式会社三井住友銀行 5.0%

三井建設株式会社 4.4%

中央三井信託銀行株式会社 4.3%

太平洋セメント株式会社 2.4%

（平成15年3月31日現在）

本社・事業所

イ) 本社

東京都江東区豊洲3丁目3番3号

ロ) 主な事業所：

三池事業所（福岡県大牟田市）

栃木事業所（栃木県栃木市）

経営者

代表取締役社長 西野 脩司

代表取締役専務 関屋 和男

代表取締役常務 三宅悌次郎

従業員の状況

従業員数 419名

企業グループ

三井鉱山グループは、三井鉱山の他、子会社 77 社および関連会社 36 社により構成されている。

(2) 三井鉱山コークス株式会社 (以下「コークス社」という。)

沿革

平成 13 年 三井鉱山からコークス製造部門を分社化し営業を開始

資本金・株式

イ) 資本金 4 億円

ロ) 発行済株式総数 78,900 株

未公開

ハ) 主要株主 (持株比率)

三井鉱山 94.6%

本社・事業所

本社

福岡県北九州市若松区響町 1 丁目 3 番地

経営者

代表取締役社長 宮田 三致

従業員の状況

従業員数 104 名

(3) 三井鉱山物流株式会社 (以下「物流社」という。)

沿革

平成 9 年 三港運送株式会社と三池ポートサービス株式会社が合併し三池港物流株式会社発足

平成 13 年 現在の商号に変更

資本金・株式

イ) 資本金 4 億円

ロ) 発行済株式総数 355,100 株

非公開

ハ) 主要株主 (持株比率)

三井鉱山 94.7%

本社・事業所

イ) 本社

福岡県大牟田市新港町 1 番地

ロ) 事業所

田川営業所 (福岡県田川市)

経営者

代表取締役社長 田嶋 高基

従業員

従業員数 209 名

(4) 三井石炭鉱業株式会社 (以下「石炭社」という。)

沿革

昭和 48 年 三井鉱山から石炭採掘部門の営業譲渡を受け設立

平成 9 年 三池炭鉱閉山により国内炭採掘事業より撤退

資本金・株式

イ) 資本金 25 億円

ロ) 発行済株式総数 500 万株

非公開

ハ) 主要株主 (持株比率)

三井鉱山 100%

本社・事業所

本社

東京都江東区豊洲 3 丁目 3 番 3 号

経営者

代表取締役社長 梶田 邦夫

従業員

従業員数 31 名

2 事業の概要

三井鉱山グループの事業内容は、大きく エネルギー関連事業、セメント・建材関連事業、機械関連事業、その他の事業の 4 つに分かれ、多岐に亘っている。それぞれの概要は以下のとおりである。

(1) エネルギー関連事業

石炭部門 (石炭の輸入販売) コークス部門 (コークスの製造販売)

石油部門 (石油製品の仕入販売)

(2) セメント・建材関連事業

セメント部門（セメントの製造販売）、石灰石部門（石灰石の採掘販売）、一般建材部門（一般建材の仕入販売）

(3) 機械関連事業

大気部門（大気汚染防止装置の設計・施工）、活性コークス部門（脱硫・脱硝吸着剤である活性コークスの製造販売）、水処理部門（水質汚濁防止装置の設計・施工）、化工機部門（粉粒体製造機器・プラントの設計・施工）

(4) その他の事業

資源リサイクル部門（産業廃棄物の焼却埋立処理）、負極材部門（リチウムイオン電池用負極材の製造販売）、運輸部門（港湾荷役・陸海上貨物輸送）、不動産部門（保有不動産の維持管理・開発賃貸・仲介分譲）、水道部門（上水供給・工業用水供給）

3 財務内容（平成 15 年 3 月期）

(1) 三井鉱山

売上高：190,679 百万円
営業利益：6,322 百万円
経常利益：2,154 百万円
当期損失：57,838 百万円
借入金総額：168,308 百万円

(2) コークス社

売上高：19,478 百万円
営業利益：348 百万円
経常利益：13 百万円
当期純利益：2 百万円
借入金総額：13,382 百万円

(3) 物流社

売上高：2,961 百万円
営業利益：116 百万円
経常利益：20 百万円
当期損失：17 百万円
借入金総額：3,366 百万円

(4) 石炭社

売上高： -
営業利益： -
経常損失：2,773 百万円
当期損失：3,940 百万円
借入金総額：119,029 百万円

なお、石炭社は、三池炭鉱の閉山により石炭事業から撤退したため、現状、営業損益は計上していない。

4 主要債権者

株式会社三井住友銀行、中央三井信託銀行株式会社、三井生命保険相互会社、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）等

第2 支援申込みに至った経緯

三井鉱山、コークス社、物流社および石炭社（4社を総称して以下「三井鉱山等4社」という。）は、平成15年9月1日に産業再生機構から支援決定を受けた後、同決定の対象たる事業再生計画（以下「旧計画」という。）の実現可能性を詳細に検討すべく、収益実態の把握を精力的に実施してきたが、その過程において、旧計画が前提としていた損益状況について、修正を要する事項（水処理部門における追加原価、粉粒体事業における仕掛品の評価損等、関係会社の棚卸評価損等）の存在が判明した。これらの事項に基づき、旧計画に比して三井鉱山の損失見込額は9,586百万円増加する。

三井鉱山等4社は、かかる追加調査の結果およびその後の事業環境の変化等を踏まえ、水処理部門の売却、化工機部門におけるプラント事業の大幅縮小および三井住友銀行による追加出資等の修正を加えた事業再生計画を新たに産業再生機構に提出し、支援を申し込むこととしたものである。

第3 事業計画等の概要

1 事業計画

エネルギー関連事業をコア事業に位置付け、事業ポートフォリオを再構築する。

これに伴い、セメント・大気・水処理等の事業は早期売却(撤退を含む。)を図るとともに、関係会社も整理統合を推進し、グループ経営の効率化を図る。

財務的には、事業キャッシュフローの一部を戦略的投資や人材への投資に回す仕組みを早期に構築し、併せて、遊休不動産の売却も促進する。

この事業計画により、三井鉱山の売上高および営業利益は以下のようになることを予定している。

	平成 15 年 3 月期	平成 19 年 3 月期 (修正事業再生計画)	平成 19 年 3 月期 (旧事業再生計画)
売上高	1,665 億円	1,288 億円	1,350 億円
営業利益	43 億円	43 億円	59 億円

(平成 15 年 3 月期の数値は三井鉱山単体の、本事業再生計画において存続を予定している事業のみをベースにしたものである。また、本事業再生計画において、三井鉱山はコークス社とともに物流社に吸収合併されることが予定されているが、平成 19 年 3 月期の数値は、合併後の会社における計画値を三井鉱山単体のベースに引きなおしたものである。)

2 企業再編(ストラクチャー)

(1) 産業活力再生特別措置法(産活法)に基づく事業再構築計画に係る変更認定申請

三井鉱山、物流社およびコークス社は、産業再生機構による支援決定の後可及的速やかに、産活法第 4 条第 1 項に基づく事業再構築計画に係る変更認定申請を行う。

(2) 三井鉱山の資本の減少・株式併合

三井鉱山は、産業再生機構による債権買取決定の後、次の概要により、資本の減少および株式併合を行う予定である。

資本の減少

減少すべき資本の額は 115 億 2500 万円である(約 99%の減資)。

株式併合

2 株を 1 株に併合する(同時に 1 単元の数を 2 分の 1 の割合で引き下げる)。

(3) 三井鉱山の新株発行

割当先 産業再生機構

株式種類	普通株式（および普通株式転換予約権付無議決権優先株式）
払込方法	債権の現物出資（DES）または金銭払込
発行株式数	未定
発行価格	普通株式については、株主総会の承認を得て合理的に決定される価格。普通株式転換予約権付無議決権優先株式を発行する場合の発行価格については未定。
発行総額	200 億円

割当先 三井住友銀行

株式種類	普通株式転換予約権付無議決権優先株式
払込方法	金銭払込
発行株式数	未定
発行価格	未定
発行総額	270 億円

(4) 三井鉱山、コークス社、物流社の合併

平成 16 年 3 月を目処に、三井鉱山およびコークス社を物流社に吸収合併し（合併後の会社を、ここでは仮に「新三井鉱山」と表記する。）新三井鉱山の株式を上場する。

3 金融支援の概要

三井鉱山、コークス社および物流社に対して総額約 1,133 億円、石炭社に対して総額 525 億円の債権放棄等を含む金融支援を要請する。

第 4 支援基準適合性

1 生産性向上基準

本事業再生計画の遂行により、三井鉱山、コークス社および物流社の合算ベースで自己資本当期純利益率が 2%ポイント以上向上し、有形固定資産回転率が 5%以上向上し、かつ従業員一人当たり付加価値額が 6%以上向上することとなる。

2 財務健全化基準

本事業再生計画の遂行により、三井鉱山、コークス社および物流社の合算ベースで有利子負債のキャッシュフローに対する比率は10倍以内となり、かつ、経常収入は経常支出を上回ることとなる。

3 清算価値との比較

事業再生計画を実施した場合の新三井鉱山に対する債権の価値は、三井鉱山、コークス社および物流社を清算した場合の債権の価値を上回るものと見込まれる。

4 3年以内のリファイナンス等の可能性

(1) 新三井鉱山向け債権の処分の蓋然性について

新三井鉱山の平成19年3月期における予想負債/キャッシュフロー倍率は、類似業種の他の上場企業の数値との比較から判断して、銀行シンジケートローンまたは社債等によるリファイナンスが可能な水準と史料される。

(2) 新三井鉱山株式の処分の蓋然性について

新三井鉱山の平成19年3月期における予想企業価値/キャッシュフロー倍率は、類似業種の他の上場企業の数値との比較から判断して、M&Aまたは株式売出等による処分が可能な水準と史料される。

(3) 石炭社向け債権の処分の蓋然性について

石炭社向け債権は、保有不動産等の売却によって返済を行うことを予定している。不動産評価会社の調査報告書等による保有不動産の清算価値(およそ3年間で売却できる価格)等から判断して、石炭社向け債権の額は、当該不動産の売却等により返済可能な水準であると思料される。

5 過剰供給構造との関係

本事業再生計画の実施によって三井鉱山等4社の供給能力の増加が図られるものではないため、本事業計画は、産業活力再生特別措置法の施行にかかる指針第15条の「過剰供給構造の解消を妨げるものではない」と判断される。

6 労働組合との協議の状況

三井鉱山等4社のそれぞれにおいて労働組合または従業員の代表者に対し説明を実施しており、今後協議を行う予定である。

第5 経営者の責任

三井鉱山の取締役は、債権買取決定後速やかに全員退任し、かつ役員退職慰労金請求権を放棄する。

第6 株主の責任

三井鉱山について、資本金を約99%減資すると共に、2株を1株に併合する株式併合を実施し、同時に470億円の増資を実施することを予定している。その結果、既存株主の割合的地位は従前の2分の1未満に減少し、産業再生機構が総株主の議決権の50%超を保有する予定である。

以 上